

こ成事第 65 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「老朽民間児童福祉施設等の整備について」の一部改正について

標記については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 431 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。

新旧対照表

【別紙】

新	旧
<p style="text-align: right;">こ成事第 431 号 令和 5 年 8 月 22 日 <u>こ成事第 65 号</u> <u>令和 8 年 4 月 8 日</u></p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長</p> <p style="text-align: center;">老朽民間児童福祉施設等の整備について</p> <p>社会福祉法人が設置する児童福祉施設等及び障害児施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和 38 年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、令和 4 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、従前の例によるものとする。</p>	<p style="text-align: right;">こ成事第 431 号 令和 5 年 8 月 22 日</p> <p>都道府県知事 指定都市市長 各 中核市市長 殿 児童相談所設置市長 市区町村長</p> <p style="text-align: right;">こども家庭庁成育局長</p> <p style="text-align: center;">老朽民間児童福祉施設等の整備について</p> <p>社会福祉法人が設置する児童福祉施設等及び障害児施設等の老朽化に伴う改築整備（以下「老朽民間児童福祉施設等整備」という。）については、昭和 38 年度から年次計画によりその整備の促進を図っているところであるが、現在もなお、老朽の程度の著しい民間児童福祉施設等が相当数残されていることにかんがみ、引き続きその整備の促進を図っていくこととしており、この交付金の交付については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 370 号こども家庭庁長官通知の別紙「次世代育成支援対策施設整備交付金交付要綱」（以下、「交付要綱」という。）によるほか、次によることとし、令和 5 年 4 月 1 日から適用することとしたので、社会福祉法人等に周知徹底を図るよう配慮願いたい。</p> <p>なお、令和 4 年度以前に交付された交付金の取扱いについては、従前の例によるものとする。</p>

新	旧
<p>1 (略)</p> <p>2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設 この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する(1)に定める施設であって、(2)に定める期間内に整備するもの。</p> <p>(1) 対象となる児童福祉施設等 別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する内閣府令(平成17年厚生労働省令第79号)第1条第2項」に規定される児童福祉施設等及び障害児施設等とする。</p> <p>(2) 適用期間 令和8年度から令和12年度(5年計画)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式2号別紙 (略)</p>	<p>1 (略)</p> <p>2 老朽民間児童福祉施設等整備の対象施設 この整備の対象となるのは、社会福祉法人が設置する(1)に定める施設であって、(2)に定める期間内に整備するもの。</p> <p>(1) 対象となる児童福祉施設等 別表に掲げる「次世代育成支援対策推進法第11条第1項に規定する交付金に関する内閣府令(平成17年厚生労働省令第79号)第1条第2項」に規定される児童福祉施設等及び障害児施設等とする。</p> <p>(2) 適用期間 令和3年度から令和7年度(5年計画)</p> <p>3～6 (略)</p> <p>別表 (略)</p> <p>様式2号別紙 (略)</p>